

議案第12号

富士見市立集会所条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市立集会所条例（昭和53年条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和7年2月12日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

富士見市立水谷東2丁目集会所を廃止するため、富士見市立集会所条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市立集会所条例の一部を改正する条例

富士見市立集会所条例（昭和53年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中 「」 水谷東2丁目集会所」 水谷東2丁目38番7号」
を削る。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。